

議案第71号

福岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、様々な入浴者が安心して入浴できる環境を確保し、及び公衆浴場の営業形態の変化に対応するため、公衆浴場の営業者が講ずべき措置の基準の特例を定める必要があるによる。

福岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

福岡市公衆浴場法施行条例（平成24年福岡市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第6条を第8条とし、第5条第1項中「前条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条第3項中「前条第3項」を「第4条第3項」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（その他の措置の基準の特例）

第7条 市長は、営業形態その他特別の事情により、前条の措置の基準により難しい場合であって公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、当該措置の基準のうち規則で定めるものを緩和し、又は適用しないことができる。

第4条の次に次の1条を加える。

（構造設備に関する措置の基準の特例）

第5条 市長は、営業形態その他特別の事情により、前条の措置の基準により難しい場合であって公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、当該措置の基準のうち規則で定めるものを緩和し、又は適用しないことができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。